



# 採用試験のQ & A ~沖縄県職員への第1歩~

県人事委員会では職員の採用試験を毎年実施しています。

今回は、Q & A形式でご紹介します。採用試験を考えるきっかけになればうれしいです。

県人事委員会  
ホームページ



## 採用試験Q & A

Q どんな種類の試験がある?

A 試験は7種類あります(R7時点)。

県人事委員会が実施する試験は以下のとおりです。

- ・大学卒業程度：上級、上級(特別枠)、警察官A
- ・短期大学卒業程度：中級
- ・高校卒業程度：初級、警察官B
- ・障害者を対象とした選考試験

※「〇〇卒程度」とは「試験のレベルが〇〇卒程度」という意味

Q 学歴に制限はある?

A 制限が“ある”試験と“無い”試験があります。

初級と警察官A・Bの採用試験には学歴制限がありますが、その他試験(上級・上級(特別枠)・中級・障害者対象の選考試験)には学歴制限はありません。

Q 何歳まで受験できる?

A 試験の種類によって年齢の制限が異なります。

県人委員会Webサイトで試験計画または試験案内をご覧ください。

Q 県外出身者は試験に不利?

A 県外出身かどうかは合否に関係ありません。

出身地はもちろん、出身学校、年齢、性別などによる有利、不利はありません。



問い合わせ 県人事委員会事務局総務課 電話: 098-866-2545



## 飲酒運転の根絶

沖縄県では、全人身事故に占める飲酒絡み事故の構成率が全国平均の約2.7倍で、令和3年から4年連続で全国ワースト、飲酒絡み死亡事故の構成率についても2年連続全国ワーストと、県内における飲酒運転を取り巻く情勢は極めて厳しい状況となっています。

また、本年9月末時点での県内における飲酒絡み人身事故は44件(前年同期比-6件)、飲酒運転検挙件数は746件(前年同期比-221件)と前年に比べ減少しているものの、構成率は依然として高い水準で推移しており、飲酒絡みの死亡事故も2件発生するなど、極めて憂慮すべき状況にあります。

飲酒運転のない安全で安心な美ら島・沖縄県の実現に向けて県民一丸となって「飲酒運転をしない、させない、ゆるさない」気運を高めていきましょう。



### 飲酒運転の代償

#### 【罰則】

- ・酒酔い運転の場合…  
5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金
- ・酒気帯び運転の場合…  
3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金



#### 【生活面での代償】

- ・事故による多額の賠償
- ・免許取消しによる職を失う可能性
- ・運転免許の再取得のための費用(約35万円)

重大事故に直結する悪質・危険な飲酒運転は、運転者本人だけでなく、お酒を提供した人や運転させた人、同乗した人も厳しく罰せられます。

「飲酒運転は絶対にしない」、「飲酒運転を絶対にさせない」という強い意志を持ち、大切な家族や友人などを飲酒運転による悲惨な事故の被害者や加害者にしないよう、適正飲酒を心掛け、家族、同僚、仲間同士で声かけを行うなど、飲酒運転根絶運動を推進しましょう。

問い合わせ 警察本部交通企画課 電話: 098-862-0110



## 学校で看護師として働く

医療的ケア児の学校生活を支える看護師

